

川本裕子委員資料

2003年9月16日

民営化関連法案について

国交省から委員会に提出された改正する法案リスト(156回答(民営化、分割、新直轄など)国交省)によれば、改正する法案に「道路整備特別措置法」以外名前が挙がっていない

国交省からの回答

1. 日本道路公団法、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法及び本州四国連絡橋公団法の廃止
2. 道路関係四公団を引用している法律等の関係法律の整備
3. 道路関係四公団に代わる新たな組織を設立し、当該組織が有料道路に係る業務等を行うための関係法律の整備(道路整備特別措置法の改正等)



1. 債務返済、新会社の自主性確保、分割、料金値下げなどの項目をどこで担保するのか
2. 整備のための法律ではなく、鉄道などと同様な事業法を制定すべきではないか
3. 現在の検討状況として法案リストと各法案の変更の概要をお示しいただきたい

民営化関連法案について – 新聞報道についての質問

国鉄改革関連法

改革基本法 + 改革8法 + 他

日本国有鉄道改革法

旅客鉄道株式会社および日本貨物
鉄道株式会社に関する法律

新幹線鉄道保有機構法

日本国有鉄道清算事業団法

日本国有鉄道退職希望職員および
国鉄清算事業団職員の再就職の促
進に関する特別措置法

鉄道事業法

日本国有鉄道改革法等施行法

地方税法および固定資産等所在市
町村交付金および納付金に関する
法律の一部を改正する法律

昭和61年度の特別措置として

日本国有鉄道の経営する事業の運営
の改善のために昭和61年度において緊
急に講ずべき特別措置に関する法律

報道【朝日新聞2003.9.13】による
道路関係公団改革関連法(法案は計3つ)

なし

- ・「国土開発幹線自動車道建設法」
- ・「道路法」
- ・「高速自動車国道法」には手を付けず



今後の建設
会社ではなく、国の整備計画に基づいて決
める
道路の保有
会社の買取りを認めず、保有しつづける
債務の返済
50年で返済(委員会で否定した償還主義)
会社の監督部局
建設を所管する道路局が引き続き監督

高速道路株式会社等による道路の整備
に関する特別措置法

- ・ 現行の道路整備特別措置法と同様
「整備」のための事業
あくまでも民間経営は「特別な措置」
- ・ 償還主義の存続
- ・ 会社の建設に対する拒否権なし
- ・ 整備法、道路法の改正なし

改革法案についての質問

1. 報道に該当する事実はあるのか？

2. 財務省や内閣法制局・法令担当部局とのやり取りの
詳細をお示しいただきたい

3. 報道が事実とすれば、現在の国交省の計画は委員
会意見書と全く相容れないものなのか？

(委員会の答申)

- 今後の建設は会社の経営判断で行なう
- 道路資産は、10年を目途に買い戻し、その後
上場を目指す
- 償還主義とプール制はやめる
- 建設を所管する部署以外が会社の監督を行な
う

4. 特別措置とは何の特別措置か。
現行の整備法などは、行政機関だけが事業主体で
あることが前提となっており、民間企業の創設にあわ
せて、改正が必要になるのではないか

財務諸表検証について

「民間企業並財務諸表(試算値)の監査法人による検証結果について(2002年度)」(資料2)(2003.9.1日本道路公団)に関する質問事項

- ¶ 「誤差は約0.2%であり、(中略)試算値としては許容できる差異」とのコメント(別添1)に関して
- 道路資産の各項目について、ランダム・サンプリングを行ったうえで数量・金額の検証を実施しているが、監査法人の報告書では、サンプリング数の妥当性について言及されていない。サンプリング数が全体を評価するものとして十分妥当なものであるかについて、どのような考え方に基づき誰が判断したのか?
 - 償却資産数量: 99事務所中2管理事務所(200km/7,200km?)のうち85パーセントの資産
 - 標準的単金: 9支社中2支社(管1、建1)のうち85パーセントの資産
 - 取得原価算定: 2002年度供用21路線中2路線のうち2区間
 - 間接費の配賦(建中金利以外): 9支社中2支社
 - 非償却資産面積・土地代: 1,401市町村中50市町村
 - 補償費: 高速53区間中5区間
- など
- ¶ 「次年度(平成15年度)民間企業並財務諸表において、今回の検証結果の指摘事項を反映させ、精度の向上を図る」とのコメント(別添1)に関して
- 次年度決算は、試算値ではなく、民営化に向けた開始B/Sの作成が必須。会計規則の策定とそれに基づく監査の実施をどのようなスケジュールで実施するのか?(国交省、4公団)